

入札説明書

令和6年2月28日に公告した下記業務委託に係る制限付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとします。

本書を熟読の上、必要な手続きを行って下さい。

■ 入札に付する事項

- (1) 業 務 名：令和6年度「なは市議会だより」印刷製本業務
- (2) 履 行 場 所：那覇市泉崎1丁目1番1号 議会事務局
- (3) 履 行 内 容：仕様書のとおり
- (4) 契約予定日：令和6年4月1日
- (5) 履 行 期 間：契約締結日から令和7年3月31日まで

■ 競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 提 出 期 限：令和6年3月11日（月）午後5時15分（郵送の場合は必着）
- (2) 提 出 場 所：那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所4階
議会事務局 調査法制課

■ 入札の日時・場所

- (1) 日 時：令和6年3月22日（金）午前10時
- (2) 場 所：那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所4階
教育福祉委員会室

■ 最低制限価格について

本業務において過度な低価格発注による印刷物の品質の悪化等を防止する観点から、最低制限価格を設定します。

■ 契約担当課

議会事務局 調査法制課（担当 山城）

TEL：098-862-8194 FAX：098-862-8296 E-mail：g-tyou001@city.naha.lg.jp

1 入札参加資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者でなければ入札に参加することができません。

- (1) 那覇市物品購入等入札参加者の資格等に関する要綱第 10 条第 1 項に規定する物品購入等入札参加資格者名簿（令和 6・7 年度）に登録されている者
- (2) 令和 6・7 年度物品購入等入札参加資格者名簿に市内業者又は準市内業者で登録されている者で、第 1 希望業種又は第 2 希望業種が普通印刷で登録されている者
- (3) 校正原稿の校了後から納品まで、15 万部以上の大量印刷を 8 日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む) で確実に遂行できる者
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに定める者に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、同項の規定による入札に参加させない期間が経過していること。
- (6) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 経営状態が健全であると認められること。
- (8) 代表者、役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のアからウまでの全ての要件に該当すること。
 - ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第 2 条第 2 号の暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下にならないこと。
 - ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (9) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市物品購入等競争入札取扱要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと（同要綱別表指名停止等基準表に該当していないこと）。

2 入札参加資格の確認申請

- (1) 「1 入札参加資格」に掲げる入札参加資格の有無についての確認を行いますので、本件入札への参加希望者は、以下により競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認に必要な書類（以下「資料」という。）を添付のうえ、提出してください。
 - ア 提出書類：「申請書」及び「資料」
※別紙 1 「提出書類」参照
 - イ 提出期限：令和 6 年 3 月 11 日（月）午後 5 時 15 分（郵送の場合は必着）
（土・日を除く、午前 9 時から午後 5 時 15 分まで（正午～午後 1 時を除く））
 - ウ 提出場所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 4 階
議会事務局 調査法制課
- (2) その他
 - ア 「申請書」「資料」の作成、提出に係る費用は、申請者が負担してください。
 - イ 提出された「申請書」及び「資料」を入札参加資格の確認以外には申請者

に無断で使用しません。

ウ 提出された「申請書」及び「資料」は返却しません。

エ 提出期限後における「申請書」及び「資料」の差し替え、再提出は認めません。

3 入札参加資格の認定通知

(1) 入札参加資格の確認結果については、各申請者に「競争入札参加資格認定通知書」又は「競争入札参加資格不認定通知書」を3月15日(金)までに郵送します。

なお、電話等による結果の問い合わせには応じません。

(2) 「申請書」及び「資料」を提出期限までに提出しない者、及び入札参加資格がないと確認された者は、入札に参加できません。

なお、入札参加資格があると認められた者であっても、確認結果の通知後に入札資格を欠く事項等が判明した場合は、その確認結果を取り消します。

4 入札及び開札

(1) 入札保証金

ア 納付について

入札参加者は、第1回目に見積もる契約金額(入札金額)の100分の5以上を入札保証金として、入札参加資格があると確認を受けた日から入札開始前までに、那覇市が発行する納付書により納付してください。

ただし、以下の那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第8条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、納付を免除します。

(ア) 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(イ) 那覇市契約規則第3条第2項の規定により市長が定める資格を有し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(ウ) 過去2年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(エ) (イ)、(ウ)に掲げるもののほか、契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。

※ (ア)により入札保証金の納付を免除するときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出ください。

イ 返還について

入札保証金は、落札者が決定した場合は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札終了後、速やかに返還します。落札者がなく、当該入札が打ち切られた場合は、すべての者に返還します。

なお、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができます。

ウ 帰属について

落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は、市に帰属します。

(2) 入札

ア 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとします。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出してください。押印は、本市法制契約課に届出をしている印鑑登録届出印を使用してください。

イ 入札金額は、年額(消費税を含まない)を記載してください。

ウ 入札は代理人により行わせることができます。この場合は、当該入札の執行前に「委任状」を入札執行者に提出してください。委任状のない入札は、無効となります。

委任状には、法制契約課届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を押印してください。

エ 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

オ 電話、又は郵便による入札は認めません。

カ 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び那覇市契約規則を遵守してください。

(3) 入札書の書換え等の禁止

提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回することはできません。

(4) 開札

ア 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行います。ただし、入札参加者、又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

イ 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とみなします。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札

エ 記名押印を欠く入札(代表者印は登録印、代理人印は認印可)

オ 入札書の表記金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

コ その他入札の条件に違反した入札

サ 虚偽の競争入札参加資格確認申請を行った者のした入札

シ 入札参加資格があることを確認された者であっても、確認後、本市から指名停止の措置を受け、入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札参加資格のない者のした入札

ス その他那覇市契約規則第 14 条各号の規定に該当する入札、その他関係法令に違反した者のした入札

(6) 再度入札

開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者に限る。）で再度入札（3 回まで）を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、3 回目の最低入札者と随意契約の調整を行います。

(7) 落札者の決定

ア 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者とします。

イ 落札者となるべき価格で入札した者が 2 人以上いる場合は、くじにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせます。

(8) 入札結果の公表

落札者があるときは、その者の落札者名及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表します。

(9) 入札の中止等

公正な入札が行われないおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を延期し、もしくは取り消し、または開札を延期します。

(10) 入札執行の公開

入札の執行は公開により行います。

5 本件入札に関する質問

(1) 別紙 2 質問書に質問内容を記載し、下記メールアドレスあて送付ください。

受付期間：令和 6 年 3 月 6 日（水）正午まで

E-mail：g-tyou001@city.naha.lg.jp

議会事務局 調査法制課（担当 山城）あて

(2) 質問と回答は、3 月 8 日（金）までに那覇市議会ホームページに掲載します。

6 契約保証金

(1) 落札者は、落札決定の日から 5 日以内に契約金額の 100 分の 10 以上を契約保証金として納付して下さい。ただし、以下の那覇市契約規則第 30 条各号のいずれかに該当する場合は、納付を免除します。

ア 契約者が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約者から委託を受けた保険会社が、本市と工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 那覇市契約規則第 3 条第 2 項の規定により定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを

全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

エ 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

オ 市長が、契約の性質又は目的により、前各号に準ずるものとして契約保証金を納付させる必要がないと認めるとき。

(2) 契約保証金は、契約の履行後、還付します。

7 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限ります。

(2) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、那覇市契約規則その他の関係法令を熟読し、それらを遵守してください。

(3) 契約の締結については、本件業務に係る予算の成立を条件とします。

(4) 「申請書」又は「資料」に虚偽の記載をした場合においては、指名停止の措置を行うことがあります。

別紙1 「提出書類」

次のものを各1部提出してください。(令和5年12月1日以降発行のもの)

○法制契約課が管理する

「令和6・7年度物品購入等入札参加資格者名簿」の登録業者

- ・競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- ・競争入札参加資格確認資料(様式第3号)
- ・市町村税納税証明書(滞納のない証明書・写し可)
- ・消費税納税証明書(滞納のない証明書・写し可)
- ・長形3号封筒(申請者の住所と氏名等を記載)と84円切手(通知書送付用)